

募 集 の 公 示

下記のとおり公募に付する。

記

1 公募に付する事項

公共料金及びインターネット取引に係るクレジットカードの利用に関する契約及びETCカードの利用に関する契約

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、業種区分が「役務の提供」の中国地域の競争参加資格を有する者、又は、当該参加資格を有していない者で、公募参加申込書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該等級に格付けされた者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 当局の支出負担行為担当官との契約に関して、過去1年間において損害賠償請求等を受けたことがない者であること。
- (7) プライバシーマーク又はISO27001を取得していること。
- (8) 当局の仕様の条件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所

- (1) 契約条項を示す場所 〒730-8521 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎1号館
広島国税局 総務部 会計課（4階）
【電話】082-578-5955 内線3645
- (2) その他 詳細は「公募についての説明書」による。

4 参加要領の交付日時及び場所

場所 広島国税局 総務部 会計課 用度係
日時 令和7年1月16日（木）～令和7年1月30日（木）
8：30から12：00、13：00から17：00
ただし、「行政機関の休日に関する法律」に定める日を除く。

5 契約者の決定方法

申込書等必要な書類を提出した者のうち、上記2に掲げた条件を全て満たす者と契約する。
なお、申込者が複数の場合、参加者立会いの下で抽選を行うこととし、抽選日及び場所については、申込者に別途連絡する。

6 申込書等の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 令和7年1月31日（金） 12時00分
- (2) 提出先 広島合同庁舎1号館1階 広島国税局 総務部会計課用度係

7 契約書の作成の要否 契約書の作成を要する。

8 申込書の無効

本公示に示した資格のない者の提出した申込書は無効とする。

以上公示する。

令和7年1月16日

広島国税局長 郷 敦

公 募 に つ い て の 説 明 書

1 件 名

公共料金及びインターネット取引に係るクレジットカードの利用に関する契約及びETCカードの利用に関する契約

2 仕 様

「公共料金及びインターネット取引に係るクレジットカードの利用に関する契約及びETCカードの利用に関する契約仕様書」のとおり。

3 履行期間

「公共料金及びインターネット取引に係るクレジットカードの利用に関する契約及びETCカードの利用に関する契約仕様書」のとおり。

4 公募について参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、業種区分が「役務の提供」の中国地域の競争参加資格を有する者、又は、当該参加資格を有していない者で、公募参加申込書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該等級に格付けされた者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 当局の支出負担行為担当官との契約に関して、過去1年間において損害賠償請求等を受けたことがない者であること。
- (7) プライバシーマーク又はISO27001を取得していること。
- (8) 当局の仕様の条件を満たす者であること。

5 申込書の提出

- (1) 申込書の提出先
広島国税局総務部会計課用度係（広島合同庁舎1号館4階）
- (2) 申込書の提出期限
令和7年1月31日（金） 12時00時
- (3) 公募の実施方法
イ 提出書類
以下の書類を各1部提出すること。
 - (イ) 別紙1「公募参加申込書」
 - (ロ) 別紙2「適合証明書」
 - (ハ) 別紙3「指名停止等に関する申出書」
 - (ニ) 別紙4「誓約書」（「役員等名簿」を含む。）
 - (ホ) 別紙5-1、5-2「委任状」※必要である場合

- (ハ) クレジットカードの利用規約（写）
- (ト) ETCカードの利用規約（写）
- (チ) 申込者の概要が分かるもの（企業概要等）
- (リ) プライバシーマーク又はISO27001の写し

ロ 留意事項

- (イ) 公募に参加しようとする者は、募集の公示、公募についての説明書及び仕様書の内容を十分承知しておくこと。
- (ロ) 前項の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。
- (ハ) 申込書提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

6 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書の作成を要するものとする。

なお、契約書（案）は別添のとおり。

7 契約者の決定方法

以下の方法により決定する。

なお、本件公募については、令和7年度予算が成立し、予算の執行が可能となったときをもって、契約の相手方を決定し契約を締結する。

- (1) 申込みが1者の場合…仕様書に掲げた条件を全て満たす場合は、即時決定する。
- (2) 申込みが複数の場合…抽選により決定する。
- (3) 抽選は参加者立会いの下で行うこととし、抽選日及び場所については、別途連絡する。

8 申込書の無効

本説明書に示した資格のない者の申込書は無効とする。

9 その他

- (1) 本件公募に係る書類の作成及び提出等に要する費用は、全て申込者の負担とする。

(2) 問合せ先

この説明書に記載されていない事項について不明な点が生じた場合は、下記の問い合わせ先に確認し、指示に従うこと。

広島国税局総務部会計課用度係 杉 将吾

電話 082-578-5955 内線3645

(3) 「公募についての説明書」の取扱い

本説明書は、「公共料金及びインターネット取引に係るクレジットカードの利用に関する契約及びETCカードの利用に関する契約」のためのものであり、本説明書を他の目的に使用することは禁止する。

公募参加申込書

令和 年 月 日

広島国税局長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

代理人氏名

下記のとおり申し込みます。

記

- 1 公募件名 公共料金及びインターネット取引に係るクレジットカードの利用に関する契約及びETCカードの利用に関する契約
- 2 契約条件 公募説明書の参加資格をすべて満たしており、仕様書その他一切貴殿の指示のとおりとする。

適 合 証 明 書

(公共料金及びインターネット取引に係るクレジットカードの利用に関する契約及びETCカードの利用に関する契約)

資 格 等	回 答	資料No.
(1) 「プライバシーマーク付与認定」又は「ISO27001」を取得していること。 (認定された事実が確認できる書類の写しを添付すること。)		
(2) 緊急の事態が発生した場合に、当局担当者と2時間以内に打ち合わせが可能な体制を確保できること。		
(3) カード利用代金の支払いについて、本仕様書に定める方式に対応できること。 また、カード利用手数料及び年会費が無償であること。		
(4) 本仕様書に記載する業務に関し必要な知識及び経験を有する業務責任者を定めること。業務責任者は、当該業務を総合的に把握するとともに、当該業務に従事する者(以下「従事者」という。)に対する適切な教育、指導助言及び訓練を徹底し、適正かつ効率的な業務の履行に努めること。		
(5) 従事者は日本語でコミュニケーションが可能であること。		
(6) 繁忙期には従事者を増員できる体制を有していること。		

<本件の照会先>

住 所 :〒

会 社 名 :

所属部署 :

担当者名 :

電話番号 :

FAX番号 :

<記載上の留意点>

- ・適合証明書の様式の回答欄には、条件をすべて満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
- ・内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。
なお、申請者の判断で、他に補足資料等を添付することは妨げない。
- ・資料は、日本語、A4判で提出すること。

広島国税局長 殿

令和 年 月 日

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

代理人氏名

指名停止等に関する申出書

令和 年 月 日

広島国税局長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

代理人氏名

「公共料金及びインターネット取引に係るクレジットカードの利用に関する契約及びETCカードの利用に関する契約」の公募に当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、本公募には参加いたしません。

誓 約 書

令和 年 月 日

広島国税局長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

代理人氏名

当社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報をご提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

※ 添付書類：役員等名簿

役員等名簿

法人(個人)名:

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

※当該役員等名簿は例示であるため、「役職名」「氏名(フリガナ)」「生年月日」「性別」及び「住所」の項目を網羅していれば、様式は問わない。

委任状

令和 年 月 日

広島国税局長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

代理人 住 所

所属（役職名）

代理人氏名

当社は _____ を代理人と定め、公共料金及びインターネット取引に係るクレジットカードの利用に関する契約及びETCカードの利用に関する契約の公募に関し、下記権限を委任します。

記

- 1 委任事項
- ① 公募参加申込書等の提出の件
 - ② 復代理人選任の件
 - ③ 契約締結、契約変更及び契約履行の件
 - ④ 代金の請求並びに受領の件

※ 委任しない事項については、横線を引き削除すること。

- 2 委任期間 委任状提出の日から本案件に係る全ての委任事項の終了日まで

以上

委任状

令和 年 月 日

広島国税局長 殿

代理人 住 所
所属（役職名）
代理人氏名

復代理人 住 所
所属（役職名）
復代理人氏名

当社は _____ を復代理人と定め、公共料金及びインターネット取引に係るクレジットカードの利用に関する契約及びETCカードの利用に関する契約の公募に関し、下記権限を委任します。

記

- 1 委任事項
 - ① 公募参加申込書等の提出の件
 - ② 契約締結、契約変更及び契約履行の件
 - ③ 代金の請求並びに受領の件

- 2 委任期間 委任状提出の日から開札日まで

以上

公共料金及びインターネット取引に係るクレジットカードの利用に関する契約及び E T Cカードの利用に関する契約仕様書

件名

公共料金及びインターネット取引に係るクレジットカードの利用に関する契約及び
E T Cカードの利用に関する契約（以下「本業務」という。）

I 業務

- 1 公共料金及びインターネット取引に係るクレジットカードの利用
- 2 E T Cカードの利用

II 業務の概要（I-1、2共通）

広島国税局（管内税務署を含む）、税務大学校広島研修所並びに広島国税不服審判所（以下「甲等」という。）のIに係る業務について、業務を受託した者（以下「乙」という。）が行うこと。

なお、契約期間中に、水道、ガス及び電気等の公共料金に係るクレジットカードの利用が生じた場合には、甲及び乙で協議して決定する。

1 業務の履行期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間とする。

ただし、年会費及び手数料等この契約に係る一切の費用を要しないことを条件として、令和7年4月1日から乙が発行するクレジットカード番号（以下「カード番号」という。）の有効期限まで毎年度更新する。

2 カード番号及びクレジットカードの発行

前年度から継続して契約し、カード番号の有効期限が令和7年4月1日現在で経過していない場合は、カード番号及びクレジットカードの発行を省略（従来のカード番号及びクレジットカードの継続利用）することができる。

なお、契約期間中に取扱件数の増減が生じた場合、甲及び乙で協議して増減を決定するものとし、甲よりカード番号の追加発行の依頼を受けた場合は、速やかにカード番号を追加発行する。

3 本業務に関する甲等の費用負担

次に掲げる費用の一切について、発生しないものとする。

- (1) 年会費
- (2) カード番号又はE T Cカード現物の発行、追加発行、再発行（理由を問わない）に係るもの。
- (3) 手数料（退会等の手続に要するものを含む）。
- (4) 甲等が指定する者のカード決済の利用に伴う手数料

4 請求方法等

- (1) 各月のカード決済の締切日は各月末日とし、乙は、請求書発行に当たっては、カード決済利用毎の利用日、利用先、利用金額等を記載した明細書（E T Cカードの場合は、カード番号毎に利用日、利用区間及び料金の確認できるもの）を作成し、毎月 15 日から 25 日頃までに甲等に提出する。

なお、明細書の提出は、データでの提出でも差し支えない。

おって、毎年度 3 月利用分の明細書の提出については、翌月中旬までに甲等に対し請求書を発行すること。

- (2) 乙は、甲等に対し利用金額の支払を請求するに際しては、全てカード番号毎に請求書を発行し、各請求書をまとめて甲等毎に区分して送付すること。

また、乙は甲等に対し、利用金額の支払における振込先口座を、送付する請求書に記載して、書面により連絡すること。

なお、甲等は、乙から適法な請求書を受領した日から 30 日以内に、振込みにより支払う。

- (3) 甲等毎の請求先及び連絡先は次のとおりとする。

ただし、仕様書に関する問合せは、広島国税局に行く。

イ 広島国税局及び管内税務署分

〒730-8521 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 1 号館

広島国税局 総務部会計課経費係、用度係

(連絡先) 082-578-5955 (内線 3645)

ロ 税務大学校広島研修所分

〒734-0037 広島市南区霞 1 丁目 3 番 65 号

税務大学校広島研修所 総務係

(連絡先) 082-236-1660

ハ 広島国税不服審判所及び同岡山支所分

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 4 号館

広島国税不服審判所 管理課総務係

(連絡先) 082-228-2891

5 秘密の保持

- (1) 乙は、本契約の遂行上知り得た一切の事項を他人に漏らし、他の目的に利用してはならない。

なお、本契約期間終了後においても同様とする。

- (2) 乙は、カード番号の流出や不正使用が判明した際には、速やかに利用停止手続を行うとともに、事後に影響が生じないように、速やかに甲等に対しカード番号の変更を行う。

また、乙は、E T Cカード番号の流出や不正使用が判明した際には、速やかに利用停止手続を行うとともに、その後の事務に影響が生じないように、速やかに甲等に対しE T Cカード番号の変更又はE T Cカードの再発行を行うこと。

Ⅲ 公共料金及びインターネット取引に係るクレジットカードの利用について

1 業務内容

本業務は、乙が甲等を法人会員に入会させ、会員番号の付与を行い、クレジットカードシステムを利用して日本国内において公共料金及びインターネット取引により商品等の販売を行う事業者（以下「加盟店」という。）との公共料金の支払い及びインターネット取引の支払いにおいて、カード決済を実施すること。

2 業務条件

次の条件に合致すること。

- (1) 本業務は、クレジットカードを貸与（発行）せず、会員番号毎による管理が可能であること。また、公共料金の支払い及びインターネット取引における広範囲な利用が可能であること。なお、キャッシング機能を付与しないこと。
- (2) 甲等は、乙が指定するカード会員入会申込書により会員番号の付与を依頼することとし、乙は甲等の依頼に基づき速やかに会員番号を付与するものとする。また、乙は、甲等からカード使用名義の変更依頼があった場合は、速やかに新規番号の付与が可能であること。なお、乙は、カード決済の初回実行に支障を来すことのないよう、乙の加盟申込手続に当たり協力すること。
- (3) カード番号の予定発行枚数は4件（内訳：広島国税局及び管内税務署分2件、広島国税不服審判所及び同岡山支所分2件）とする。なお、業務の円滑な遂行が可能となる等の理由が生じた場合には、協議の上で予定発行件数を変更することを妨げないものとする。
- (4) 甲等が指定する者は、加盟店からの商品等の購入等に伴い発生する支払について、カード決済を利用するものとする。
- (5) 甲等が指定する者は、カード決済により購入した商品等について、未着、品違い、輸送中の破損等の事故が発生し、加盟店との間で紛議が生じた場合は、速やかにその旨を乙に通知し、乙は当該通知に基づき速やかに調査を行い、甲等が指定する者の主張に正当性があると認められた場合において、当該加盟店への支払を留保するものとする。

3 カード利用予定金額

次の金額がカード決済可能であること（甲等利用分合計、消費税額及び地方消費税額を除く）。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) カード利用1件当たりの上限額 | 1,000,000円 |
| (2) 月最大利用見込金額 | 1,000,000円 |
| (3) 契約期間内における利用見込金額合計 | 1,160,603円 |

ただし、購入金額について甲等は責任を負わない。

4 その他

- (1) 本業務の円滑な運営を図るため、乙は本業務の受託に際して、甲等に対し連

絡窓口を書面にて届け出ること。

- (2) 乙は、業務上知り得た情報を他に漏洩してはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた場合には、協議の上、その対応方法等について決定するものとする。

IV ETCカードの利用について

1 業務内容

本業務は、乙が甲等を法人会員に入会させ、全国の各高速道路会社の指定する道路で使用できるものとし、且つ甲等がレンタカー（車両番号が不特定な車両）で使用可能なETCカードの貸与を行うこと。

2 業務条件

次の条件に合致すること。

- (1) 本業務は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社並びに公社等（以下「道路事業者」という。）において、利用可能なETCカードを貸与すること。ただし、クレジット及びキャッシング機能を付与しないこと。
- (2) ETCカードは、甲等が従前使用していた「ETCマイレージサービス・登録カード変更」の手続を行うことで、利用当初から当該サービスの内容を甲等が享受できるものであること。
- (3) 当該サービスの制度内容変更等に関する情報提供及び必要な事務手続を代行できること。
- (4) 甲等は、乙が指定するカード会員入会申込書によりETCカードの貸与を依頼することとし、乙は甲等の依頼に基づき速やかにETCカードを貸与するものとする。
また、乙は、甲等からETCカードの使用名義の変更依頼や磁気不良等により使用不可となった際の再発行の依頼があった場合は、速やかに新規番号のETCカードの貸与が可能であること。
- (5) ETCカードの予定発行枚数は、119枚（内訳：広島国税局分71枚、広島国税局管内税務署分44枚、広島国税不服審判所及び同岡山支所分4枚）とする。
なお、業務の円滑な遂行が可能となる等の理由が生じた場合には、双方協議の上で予定発行枚数を変更することを妨げないものとする。
- (6) 甲等は、甲等が使用するレンタカーが有料道路等を通行した際の料金の支払について、カード決済を利用することとする。
- (7) 道路事業者に対する支払遅延が発生した場合については、乙の責任において解決するものとし、甲等及び甲等が指定する者に対して遅延損害に係わる一切の請求を行わないものとする。

- (8) 乙は、令和7年4月1日（火）までに、E T Cカードを発行すること。
なお、E T Cカードの追加発行の依頼を受けた場合、依頼日から起算して4週間以内に発行すること。
おって、E T Cカードの有効期限が経過する場合は、経過する1週間前までにカードを発行（更新）すること。
- (9) カードの所有権は、乙に属すること。

3 E T Cカード利用予定金額

次の金額が、E T Cカードで決済可能であること。
契約期間内における利用見込金額合計（甲等利用分合計）
4,509,073円（消費税額及び地方消費税額を除く）

4 その他

- (1) 本業務の円滑な運営を図るため、乙は本業務の受託に際して、甲等に対し連絡窓口を書面にて届け出ること。
- (2) 乙は、業務上知り得た情報を他に漏洩してはならない。
- (3) E T Cカードの所有権は乙に属し、甲等はそれを善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理するものとする。
- (4) 甲等は、E T Cカードの紛失・盗難が発生した場合、乙に対し速やかに通知するとともに、その他調査に協力するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた場合には、双方協議の上、その対応方法等について決定するものとする。

契 約 書 (案)

広島国税局長 郷 敦、税務大学校広島研修所長 若井 勝吾及び広島国税不服審判所長 山縣 哲也（以下「甲」という。）と、●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●（以下「乙」という。）は、次の条項により、広島国税局、税務大学校広島研修所並びに広島国税不服審判所で使用する「インターネット取引に係るクレジットカードの利用に関する契約及びE T Cカードの利用に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

（本契約の目的／信義誠実の原則）

- 第1条 乙は、別添「インターネット取引に係るクレジットカードの利用に関する契約及びE T Cカードの利用に関する契約」仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、甲を乙の法人会員に入会させ、クレジットカード番号（以下「カード番号」という。）を付与し使用させるものとする。また、E T Cカードについては、カード現物を貸与し使用させるものとする。
- 2 甲が通知を受けたカード番号については、乙がクレジットカード決済契約を締結した事業者（以下「丙」という。）において使用できるものとする。
- 3 甲は、カードの利用により生じた丙の甲に対する債権を、乙が丙に対して決済することにより、乙を正当債権者として承諾するものとする。
- 4 甲は、乙の正当債権者としての決済（以下「カード決済」という。）により生じた債権を支払うものとする。
- 5 本契約に定める事項の他は、乙の定める会員規約等の定めによるものとする。
- 6 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行するものとする。

（契約期間）

- 第2条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- また、年会費及び手数料等この契約に係る一切の費用（カード番号及びE T Cカードの追加発行、廃止手数料、管理手数料等）を要しないことを条件として、カード番号及びE T Cカードの有効期限まで毎年度更新する。

（契約金額及び費用負担及び利用予定金額）

- 第3条 契約金額（消費税及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）を含む。）は、乙が丙に対して立替払いした金額とする。
- 2 前項の消費税額等は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した金額である。
- なお、契約期間中において、消費税率の改正が施行された後には、消費税額等については、改正後の税率によるものとする。
- 3 本契約に定める本業務の利用予定金額は、仕様書に掲げる金額とする。
- なお、後日増減があっても乙は異議を申し立てないものとする。
- 4 甲は、カード番号を使用した場合、それにより生じた債権を乙に支払うものとする。
- 5 乙は、甲のカード利用による特典（ポイント等）の付与は行わないものとする。

（契約保証金）

- 第4条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(カードの発行及び廃止)

第5条 乙は、本契約の定めるところにより、カード原板の発行・貸与に換えてカード番号を発行する。

2 乙は、甲の必要に応じ、カード番号の追加発行及び廃止を行う。

(カードの所有権)

第6条 カードの所有権は乙に属し、甲はそれを善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

2 甲は、カードの紛失又は盗難が生じた場合、乙に対し速やかに通知するとともに、その他調査に協力するものとする。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。))である場合を含む。以下同じ。)に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の乙に対する弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(下請け、委任等の禁止)

第8条 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、原則として本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。

3 前項ただし書により甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるに必要な措置をとらなければならない。その後承認を得た第三者についても同様とする。

4 第2項ただし書により甲が承認した場合でも、乙は、甲に対し、承認を得た第三者の行為についても全責任を負うものとする。

5 乙は、第21条第1項第13号から第17号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))、受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。))及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)とすることができない。

6 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

7 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

8 前2項の場合において、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。

9 第7項の場合、乙は甲が実際に被った損害について、第26条に規定する損害賠償責任を免れない。

(従事者の限定)

第9条 乙は、従事者を限定して本業務を行うものとする。

- 2 乙は、甲から申し出があった場合は、甲に対し、前項の従事者を書面により通知しなければならない。
- 3 甲は、前項により乙から通知を受けた従事者の中に本業務の遂行について著しく不適当な者がいると認める場合には、乙に対し、その理由を付して通知し、必要な措置を要求することができるものとする。
- 4 乙は、自己の事由により第2項により甲に通知した従事者を変更する場合には、甲に対し、変更理由及び変更従事者名を事前に書面にて通知し、甲の承認を得るものとする。

(責任者の選任)

第10条 乙は、従事者の中から本業務の責任者を選任する。

- 2 責任者は、仕様書に基づき、乙を代表して甲から指示を受け、本業務を担当する従事者を統括し、指揮監督するものとする。

(応札条件の維持)

第11条 乙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める応札者の条件を維持しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び乙が甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。）の機密性を保持するものとし、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

- 2 乙は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類及びデータ等がある場合は、本契約の履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。
- 3 乙は、自らの従事者及び第8条により甲の承認を受けた第三者に、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 4 乙は、本契約終了後速やかに、乙の保有する秘密情報等のすべてについて、甲の指示に従い返却又は消去しなければならない。
- 5 乙は、秘密情報の漏えいのおそれがあると認められる場合には直ちに甲へ連絡するものとし、その対応に係る甲の指示に従わなければならない。
- 6 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部を解除することができるものとする。
- 7 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、乙に対してその時点までに甲が本契約に基づき使用した金額（以下「使用金額」という。）の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。この場合、乙は、甲、国税庁、国税局、不服審判所及び税務署等国税組織全体に属する全部又はいずれかの組織（以下「甲等」という。）が実際に被った損害について、第26条の損害賠償責任を免れないものとする。
- 8 乙は、個人情報に関する取扱いについては、別紙「個人情報に関する取扱い」を遵守しなければならない。
- 9 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(費用負担)

第13条 本業務を遂行するために要する一切の費用は、乙の負担とする。

(事情変更)

第14条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改

廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適當となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。

- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して書面により定めるものとする。

(監督等)

第15条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員及び甲が個別に指定する職員（以下「監督職員等」という。）に乙の本業務の遂行を監督させ、必要な指示をさせることができる。

- 2 乙は、監督職員等の監督又は指示に従わなければならない。
- 3 甲は、第8条第2項ただし書により下請け、委任等を承認している場合には、乙に対し、本契約上の義務の履行に関してなされた乙と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

(期間の延長)

第16条 乙は、天災地変その他正当な理由により契約に定める期限までに業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲に期間の延長を求めることができる。

- 2 甲は、乙の理由をやむを得ないものと認めるときは、甲が相当と認める日数の期間を延長することができる。
- 3 乙は、仕様書に定める期限までに業務を終了することができないと認めるときは、直ちにその理由及び業務終了予定期日等を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。
- 4 乙の責に帰すべき事由による延期の申し出があった場合、乙は、違約罰として甲に対し、遅延日数に応じ、契約金額に対して年2.5%の遅延損害金を納付するものとする。
- 5 前項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第26条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

(検査)

第17条 乙は、本業務を終了したときには、速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員及び甲が個別に指定する職員（以下「検査職員等」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 甲は、乙から前項の規定による報告を受けた日から10日以内に検査職員等をして検査を行わなければならない。
- 3 甲の要求があった場合には、乙は、甲の実施する検査に立ち会うため、乙の要員を派遣しなければならない。
- 4 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
- 5 検査の結果不合格の場合、乙は、検査職員等の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上、再度検査を受けなければならない。
- 6 第3項及び第5項に係る一切の費用は、乙の負担とする。

(契約金額の請求及び支払)

第18条 乙は、各月の経過後に、甲がカードにより使用した契約金額を集計し、支払請求書により、甲へ請求するものとし、甲は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、乙の指定する金融機関の口座に振込みにより支払う。

- 2 支払請求書は、広島国税局分及び管内税務署に係るものは広島国税局に、税務大学校広島研修所に係るものは税務大学校広島研修所に、広島国税不服審判所及び同岡山支所に係るものは広島国税不服審判所に請求する。
- 3 第1項の期限内に甲の支払がないときは、「政府契約の支払遅延防止等に関する法

律（昭和24年法律第256号）」に規定する条項に定めるところによる。

（業務の完了後における説明等）

第19条 乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（契約不適合責任）

第20条 甲は本業務の不適合を知った時から起算して1年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不適合を原因として、甲に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で本業務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。

- (1) 本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の甲の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用
- (2) 本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用
- (3) 契約不適合を原因として、甲の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲が国民等に支払いを命ぜられた金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項に定める期間経過後といえども、乙の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な契約不適合及び乙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、第1項ないし第3項に基づく各請求ができるものとする。

5 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

（解除）

第21条 乙に次の各号の一に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の遂行に支障が生じると認めるときは、甲は何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。ただし、解除に関し本契約上に他の条項がある場合は同条項を優先する。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないと

き。

- (2) 相当の理由なく、納期までに本業務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
 - (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
 - (5) 著しい納期の遅延があったとき。
 - (6) 第17条に定める再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。
 - (7) 契約不適合により契約の目的を達することができないとき又は第20条に定める甲の請求に応じないとき。
 - (8) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (9) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
 - (10) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
 - (11) 手形、小切手の不渡等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
 - (12) 解散の決議をしたとき。
 - (13) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (14) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (16) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (17) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (18) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
 - (19) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
 - (20) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
 - (21) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。
 - (22) その他、第18号から第21号に準ずる行為をしたとき。
- 2 甲が前項により本契約を解除した場合には、甲は、乙に対し、第3条に定める使用金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求できるものとする。
 - 3 乙が本契約上の規定に違反した場合には、甲は、本条第1項の解除をしない場合でも、乙に対して、使用金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。ただし、乙が第12条の義務に違反した場合には、同条第7項を適用するものとする。
 - 4 前2項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、第26条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
 - 5 甲が第1項の規定により本契約を解除した場合、乙は甲に対して損害賠償等、名目の一切を問わず、金銭を要求することができない。

（本契約の任意解約等）

第22条 甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しく

は打切ることができるものとする。

- 2 甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲は、乙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。
 - (1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用
 - (2) 本契約の一時中止又は打切の場合 当該時点までに乙に発生した合理的な費用
- 3 前項の場合において、乙は、甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかに金を問わず金銭を要求することができないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第23条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第2項、第4項若しくは第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第24条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、使用金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第2項、第4項又は第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、

使用金額の100分の10に相当する金額のほか、使用金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項、(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第2項又は第4項の規定による納付命令(独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用がある場合に限る。)を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき(独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)
 - (2) 当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、第26条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

(調査)

- 第25条 甲は、必要と認める場合には、乙に対し、期限を示して、その本契約又は資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者(甲と契約関係にある公認会計士等を含む。)を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。
 - 3 第1項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に関して、乙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは乙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は乙が調査に協力しない場合には、甲は、乙に対して、使用金額の100分の30に相当する金額を、違約罰として請求することができるものとする。
 - 4 前項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、第26条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

(損害賠償)

- 第26条 乙は、債務不履行に基づき甲等に損害を与えた場合は、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。
- 2 前項の損害には、甲等が乙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等(以下「不服申立て等」という。)が提起された場合において、甲等が国民等に支払を命ぜられた金額、甲等が不服申立て等を防御するために要した一切の費用及び訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

(賠償金等の徴収)

- 第27条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延損害金を徴収する。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第28条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」と

いう。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(法律、規格等の遵守)

第29条 乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(紛争の解決)

第30条 本契約について、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲と乙双方ともこれに服するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲と乙の平等の負担とする。

(人権尊重努力義務)

第31条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(補則)

第32条 本契約に関し疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 広島市中区上八丁堀6番30号
広島国税局長 郷 敦

甲 広島市南区霞1丁目3番65号
税務大学校広島研修所長 若井 勝吾

甲 広島市中区上八丁堀6番30号
広島国税不服審判所長 山縣 哲也

乙

個人情報に関する取扱い

(定義)

第1条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

(秘密保持)

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によつても個人情報を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（以下「事故等」と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の使用)

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

(複製等)

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であつて、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

(管理)

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

- (1) 個人情報の取扱い責任者
- (2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
- (3) 個人情報の授受、移送方法
- (4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法
- (5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
- (6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容
- (7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

(個人情報の取得)

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

(問合せ等)

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

(個人情報の返還)

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

(事故発生時の対応等)

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

(再委託の取扱)

第10条 乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

(監査)

第11条 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月に1回又は甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

2 甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。

3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。

4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。